

鎌倉市国民健康保険運営協議会委員 各位

鎌倉市国民健康保険運営協議会  
会長 酒井 捷允

令和2年度第3回鎌倉市国民健康保険運営協議会 書面決議の結果について

令和2年度第3回鎌倉市国民健康保険運営協議会につきましては、書面開催とし、議題1及び議題2につきまして令和3年2月1日付で書面決議書をご提出いただきました。その結果について、次のとおり報告いたします。

また、いただきました「その他、ご意見」につきましては、市の考え方をご回答させていただきます。

1 書面開催日 令和3年2月1日(月)

2 委員 酒井 捷允、石井 正夫、栗山 翔一、高井 久雄、中村 隆義、  
千代 美和子、山口 泰、倉岡 隆、島田 博、山内 由光、  
金林 茂、佐々木 つぐ巳、矢澤 基一、梅澤 秀子、渡邊 和代、  
阿部 美弥子 以上16名

3 開催結果

議題1 令和2年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算案(2月補正)について

了承する。 16票  
了承しない。 0票

議案1について、原案のとおり総員の了承を得ました。

議題2 令和3年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算案について

了承する。 16票  
了承しない。 0票

議案2について、原案のとおり総員の了承を得ました。

「その他、ご意見」及びご意見等に係る市の考え方について

その他、ご意見	市の考え方
<p>石井委員</p> <p>被保険者に確定した保険料を通知する際、新型コロナウイルス感染症に基づいて納付が困難となる場合その周知として、当該通知書に減免措置がある旨の表示あるいは案内書を同封する等の措置はしないのでしょうか。また、低所得者については従来から手厚い政策がされていますが、ある程度の所得がある人でも所得計算所上差し引きできない支出（所得税・市民税等の負担が高い、借入返済がある人等）余裕資金がない人も相当いると思います</p> <p>国民健康保険ではないのですが、後期高齢者保険は、世帯単位ではなく個人単位で保険料の負担となり初めて該当する被保険者は1世帯当たりの保険料が増加し負担に耐えられないという人も相当いると思いますが。また、上記の減免措置の周知も同様です</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、減免制度の周知は大変重要と考えています。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免及び傷病手当金については、令和2年度当初賦課または新たに国民健康保険に加入された場合の国民健康保険料お知らせに案内を同封し周知に努めました。令和3年度におけるコロナ減免概要はまだ国から示されていませんが、保険料減免を積極的に活用していただくよう周知に努めます。</p> <p>後期高齢者医療保険料は、神奈川県下統一保険料率でご負担いただいております。過度の負担を求めるものではないと考えます。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免及び傷病手当金について、令和2年度当初賦課または新たに後期高齢者医療に加入された時にお渡しするリーフレットにご案内を同封し周知に努めました。令和3年度のコロナ減免制度の概要はまだ国から示されていませんが、保険料減免を積極的に活用していただくよう周知に努めます。</p>
<p>栗山委員</p> <p>新型コロナウイルスの影響は、今後もしばらく続くと思います。</p> <p>市が一般会計などを取崩し、各市町村で減免に取り組む形はとていいことだと思いますが、国として保険料の減免や免除などの対策を考えてもらわなければ、国民も市政もまわらなくなってしまうのではと不安感があります。</p>	<p>令和2年度につきましては、国の施策に基づき新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる世帯の国民健康保険料の減免に努めました。令和3年度の概要はまだ国から示されていませんが、保険料減免を積極的に活用していただくよう周知に努めます。また、県に対しても本市の国保財政の現状を踏まえた意見を伝えてまいります。</p>

<p>千代委員</p> <p>新型コロナ感染症の対応に伴い、あるいは影響による等の表現が多く見受けられます。具体的にはどのような対応または影響があったのでしょうか？</p> <p>令和3年度はコロナ感染症拡大以前のペースに戻ると想定しているとのことですが、根拠はどこにあるのでしょうか？来年度に果たして戻れるのか、危惧しています。少なくとも2～3年はかかるのではないのでしょうか？</p> <p>経済の落ち込み等、生活には大きな影響があると考えられ、各方面で対応が迫られると思います。きめの細かい対応を期待します。</p>	<p>令和2年度当初は、年間平均被保険者数を35,109人と見込んでいましたが、現状36,250人程度になると見込んでいます。賦課保険料が増となるとともに医療給付額も本来増となりますが、受診率が低下したため当初給付額に収まる見込みです。一方、保険料減免については、令和3年2月1日現在437世帯に対し約8,600万円を減免しています。特に新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、廃業を理由とした免除が令和2年11月24日現在の3件から20件に急増しており、厳しい経済環境となっています。</p> <p>コロナの影響による受診控えは医療給付費の支出減として現れています。ご指摘のとおり、コロナの影響は今後数年にわたり続くと思われ、被保険者の医療受診の動向がどうなっていくのか予断を許しません。これまで受診控えされていた方が受診されることも考慮し、医療給付費が不足しないよう、予算額については例年どおりの水準で見込んでいます。</p> <p>コロナの影響は被保険者のくらしに大きな影響を与えていると認識しています。利用可能な制度についての周知に努めるなど、きめ細かい対応を行ってまいります。</p>
<p>倉岡委員</p> <p>鎌倉市の令和3年度の保険料水準（118,000円）を令和8年度までに神奈川県標準料率水準（140,000円）に合わせていくとのことですが、たった5年間で18.6%以上の増額になる計算です。これはインフレ率が0%に近い世の中で、経済的にも恵まれていない世帯が多い国保加入者には、受け入れがたい増額だと思います。未加入者や生活保護受給者が増えることになることを危惧致します。</p>	<p>国の方針として、国民健康保険料率の統一が示されており、将来的な導入は不可避な見込となっています。これまで、鎌倉市の国民健康保険料は、市税を財源とする一般会計からの繰入金により、県内他市に比べて低い水準を維持できました。現状の鎌倉市と県水準との乖離を解消していない場合、県下統一保険料率となるときには激変が避けられないことから、計画的、段階的な引き上げを検討せざるを得ないと考</p>

	<p>えています。法令に基づく保険料軽減とあわせて、保険料減免制度の周知など、きめこまやかな対応に努めてまいります。</p>
<p>島田委員</p> <p>コロナ感染症の影響で受診控えたことにより、医療費が減少しましたが令和4年後半に予定されている後期高齢者2割対象者が、駆け込み受診した場合医療費の増加はどのくらいか。</p> <p>鎌倉市の2割対象者数は、何名になるのか。</p>	<p>後期高齢者医療の窓口負担2割化の影響については、保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合が、令和4年度の予算編成にあたって、各種係数等を用いながら試算することになると考えています。</p> <p>令和4年度後半に予定されている、後期高齢者医療の窓口負担2割化の影響について、令和2年度の所得状況で試算しますと、約9,400名（被保険者の約31%）が該当します。</p>
<p>渡邊委員</p> <p>「令和3年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算案・歳入②（資料3-④）」の『<u>法定外繰入金</u>』についてうかがってもよろしいでしょうか。</p> <p>資料3-④に、“法定外繰入金については、<u>削減計画を前倒しし</u>、約3.89億円に減額する。“とありますが、前回（令和2年8月20日）の協議会では、令和8年を目途に0（ゼロ）にとのご説明があったかと記憶しています。概要説明P.2【令和3年度国民健康保険率等の考え方】に、H30国保制度改正に伴う法定外繰入の解消が強く求められていることも触れられ、さらに、”鎌倉市の財政状況を勘案し“（概要説明P.2）とご説明がありますので、削減計画を前倒しし、令和5年、6年ぐらを目途に解消という理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>となると、被保険者に係る保険料負担上昇を極力抑えるために、さらに特定健診受診率等の向上や、概要説明P.3に明文されていきました“糖尿病等の生活習慣病を中心</p>	<p>赤字補填の法定外繰入金の解消について、鎌倉市では令和8年度での解消に向けて計画的な削減を予定しているところです。</p> <p>令和5年度までの計画につきましては神奈川県ホームページに掲載しており（検索エンジンにて「神奈川県 国民健康保険料 赤字削減」で検索可能）、令和3年度につきましては、令和2年度予算額6億2,000万円から約5,000万円を削減し、繰入額を5億7,000万円と計画していましたが、一般会計の令和3年度予算編成状況から削減額を2億3,000万円に拡大した結果、法定外繰入額を3億9,000万円としたものです。</p> <p>令和8年度での赤字補填法定外繰入金解消の予定自体には変更がありませんので、令和4年度から令和8年度の単年度削減額を小さくしていくこととなります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、医療費の削減は保険料負担の上昇抑制につながることから、特定健診受診率の向上や糖尿病性腎症</p>

<p>として医療費を下げるための保健事業に積極的に取組むこと”、特に糖尿病性腎症重症化予防などの強化に取り組むという理解でよろしかったでしょうか。</p>	<p>重症化予防の取組等に努めてまいります。</p>													
<p>阿部委員</p> <p>議題（２）概要説明より令和２年度の当初予算時被保険者数は 35,109 人と読み取れるのですが（中文→令和２年度の平均被保険者見込数は 36,250 人と当初見込みより 1,114 人も多い結果）資料 3-③&lt;歳入①&gt;の右上図の令和２年度予算の被保険者数は 35,112 人となっています。この違いは何でしょうか。</p> <p>令和２年度の保健事業費で特定健診受診勧奨等に関する業務委託料として、5,900 千円の皆減がありますが、令和３年度予算には同予算として計上されているのでしょうか。</p> <p>今後、一人当たりの保険料額の引き上げを計画的・段階的に行っていく一方で保険料の滞納等もあるように思います。未払保険料額の納付（回収）についての啓蒙牽制や対応策、またどの位の未収金額があるのでしょうか。</p>	<p>令和２年度予算を編成する上で、一般平均被保険者数を 35,109 人、退職者医療制度適用者を 3 人の計 35,112 人で編成しました。また、令和３年度予算においては、一般平均被保険者数を 35,198 人、退職者医療制度適用者を 3 人の計 35,201 人で編成しています。議題（２）概要及び資料 3-③を修正いたします。</p> <p>ご指摘の特定健診受診勧奨通知作成・発送及びデータ分析業務委託料につきましては、令和２年度はコロナの影響で特定健診の開始時期を大幅に遅らせたことから、実施を見送ったものです。令和３年度については同額を計上し、事業実施の予定としています。</p> <p>令和元年度の滞納状況は、</p> <table border="0"> <tr> <td>現年分</td> <td>2,922 世帯</td> <td>237,446,893 円</td> </tr> <tr> <td>滞繰分</td> <td>2,470 世帯</td> <td>185,155,085 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,977 世帯</td> <td>422,601,978 円</td> </tr> </table> <p>となっており、収納率は、</p> <table border="0"> <tr> <td>現年分</td> <td>94.18%</td> </tr> <tr> <td>滞繰分</td> <td>25.79%</td> </tr> </table> <p>となっています。</p> <p>本人に納付を促し、滞納を解消するため催告書の発送及び、納付が滞っている世帯に短期証を交付することで窓口に来ていただく機会を増やし滞納解消に向けた相談を行う、納付相談日を設定して相談を受けるなどの対応を行っています。</p> <p>自主的な納付が見込めない場合には、差押等の滞納処分を行う場合もあります。</p>	現年分	2,922 世帯	237,446,893 円	滞繰分	2,470 世帯	185,155,085 円	計	3,977 世帯	422,601,978 円	現年分	94.18%	滞繰分	25.79%
現年分	2,922 世帯	237,446,893 円												
滞繰分	2,470 世帯	185,155,085 円												
計	3,977 世帯	422,601,978 円												
現年分	94.18%													
滞繰分	25.79%													